

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 嶋崎 和代

論 文 題 目

主任看護師による人材育成行動の

自己点検ツールの開発

論文審査担当者

主 査 名古屋大学教授 浅野 みどり

名古屋大学教授 本田 育美

名古屋大学准教授 大島 千佳

## 論文審査の結果の要旨

看護の人材育成においては、臨床現場での直接的な指導が重要である。特に、臨床現場での効果的な人材育成を促進するためには、中間看護管理者として看護実践とスタッフ育成に携わる主任看護師の、人材育成行動を明らかにすることが必要と言われている。しかしながら、スタッフを育てるために主任看護師が行うべき具体的な行動は明らかにされておらず、主任看護師が日常業務を通して行っている人材育成行動を評価できるような尺度も見当たらない。

そこで本研究では、以下の2つを目的とした。

- ①主任看護師が人材育成のためにどのような行動を行っているのかを明らかにすること
- ②スタッフを育てるうえで効果的な行動を評価するための自己点検ツールを開発すること

本研究は2段階で構成される。

第1段階:愛知県内3箇所の医療施設において、14名の主任看護師を対象としたフォーカスグループインタビュー(以下、FGI)を実施した。インタビューデータから抽出された328コード49サブカテゴリに分類し、これをもとに主任看護師の人材育成行動の自己点検ツール86項目案を作成した。この項目案の内容妥当性を確認するために、臨床経験および看護研究の経験をもつ看護職を評価者とし、1回目は9名、2回目は14名によるContent Validity Index Check(以下、CVIチェック)を実施し、自己点検ツール原案53項目を作成した。

第2段階:第1段階で作成した項目案について、看護師の人材育成についての有識者(以下、専門家パネルとする)を対象としたデルファイ調査を行った。全国252箇所の医療施設・看護協会・看護系大学に所属する専門家パネルを対象に合計3ラウンドの調査を実施した。第1ラウンドは284名、第2ラウンドは205名、第3ラウンドは198名の専門家パネルから回答を得た。その結果、自己点検ツールに含む40項目について同意率95.2~99.4%を確認した。さらに、デルファイ調査結果の受け入れ率を確認するため、全国9箇所の医療施設に所属する124名の主任看護師を対象にアンケート調査を行い、受け入れ率82.6~98.4%を確認した。

本研究の新知見と意義は、要約すると以下のとおりである。




- ①FGIをもとに作成した主任看護師の人材育成行動53項目のうち、40項目について、専門家パネルのコンセンサスを得ることができた。また、自己点検ツールを使用する当事者である主任看護師にとっても、受け入れられるものであることが確認された。
- ②上記のプロセスを経て、信頼性と妥当性を備えた7カテゴリ40項目の「主任看護師の人材育成行動の自己点検ツール」を得ることができた。カテゴリ名と項目数を以下に示す。
  - 【I. スタッフが相談しやすい雰囲気作り】7項目
  - 【II. スタッフの個性やレディネスの把握と承認】5項目
  - 【III. 自分の考えや経験の伝達】2項目
  - 【IV. 仕事を通してのスタッフ指導】14項目
  - 【V. ロールモデルとしての実践】3項目
  - 【VI. 管理者としての視点に立った行動】2項目
  - 【VII. スタッフが育つ環境作り】7項目

本ツールには主任看護師独自の行動が含まれており、これを使用することにより、主任看護師が自らの人材育成行動を振り返るとともに、臨床現場におけるスタッフの学習機会の質を高めることが期待できる。

尚、本研究の主たる内容は、Nursing and Health Science (2019 JCR Impact factor:1.26)に掲載されている。

以上の理由により、本研究は博士(看護学)の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※第	号	氏名	嶋崎 和代
試験担当者	主査 名古屋大学教授 浅野みどり 	名古屋大学教授 本田育美 	名古屋大学准教授 大島千佳 	
<p>(試験の結果の要旨)</p> <p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <p>①目的層別サンプリングの妥当性について</p> <p>②被験者の地域特性によるバイアスについて</p> <p>③デルファイ調査の妥当性について</p> <p>④国内・国外における、用語「主任看護師」の定義について</p> <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、看護学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				